

二二 佐竹義重書状写（「興野文書」）

佐竹義重、興野次郎太夫に、烏山城が改易になったことを同情し、永樂三百貫の地で召し抱える旨報じる。

態令啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍而其方事、義昭（佐竹）以來數度以書狀雖招（誦）□、那須次郎依遺孫、不令首尾、無是非打過（候所）□□、不慮此度烏山没落之間、我等義乍悲歎、日來之本望有此事、若被許容者、於便宜之鄉村、永樂三百貫之地可令合力（候脱カ）、勿論由緒存之上、此方之□□可為同礼候、心底之趣、難尽筆紙不具、謹言、

（天正十八年）
八月十一日

源義重 書判

進上 興野次郎太夫殿

【読み下し文】

態と啓達せしめ候。指たる事なきに依り、常に申し通せず、疎略の至り、面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍つて其方の事、義昭以來數度書狀を以つて招（誦）□すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打過ぎ□つる□、不慮に此の度烏山没落するの間、我等義悲歎ながら、日來の本望此の事に有り。若許容せらるれば、便宜の鄉村に於いて、永樂三百貫の地、合力せしむべく候。勿論由緒を存する上は、此の方の□□同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具（つぎ）にせず。謹言。